

# 文教厚生常任委員会が所管する付託議案について

《 議第 7 5 号 》

## 草津市児童育成クラブ条例の一部を改正する条例案

【質問】 児童育成クラブの保育料値上げの理由について教えてください。

【答弁】 令和 7 年度からの新たな指定管理期間に合わせ、児童育成クラブの指定管理料の算定を行い、経費増加に伴う改正を実施しました。保育料の額につきましては、児童 1 人につき月額 9,000 円を 1 万 1,500 円にするとともに、8 月については月額 1 万 1,500 円を 1 万 5,600 円に改めようとするものです。人件費や光熱費、施設維持管理費の上昇が主な要因です。子育て支援の一環として、保護者の負担軽減を図るため、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間は改正前の保育料を適用します。(保護者が支払う保育料の値上げは行わず、差額分は市が負担します。)

【質問】 5 年間の値上げ分を市が負担するとのことですが、その際の財政への影響額はいくらになりますか。

【答弁】 5 年間で公設の児童育成クラブの費用負担は 2,500 万円、民設の児童育成クラブでは 1,900 万円となっています。さらに、児童育成クラブの事業費のうち、国県の補助対象基準を超える分が約 4,100 万円で、合計 8,500 万円を想定しています。

【質問】 該当する保護者への周知の仕方について教えてください。

【答弁】 10 月中旬以降から来年度の児童育成クラブの申し込みが始まります。料金体系については保護者の皆様へはチラシ等を通じてお知らせを行う予定です。

【質問】 増額した保育料が人件費に適切に割り当てられているかどうかの確認方法について、どのように行いますか。

【答弁】 児童育成クラブの運営は指定管理者制度に基づいて受託者が行っております。提案内容については外部委員会で審査します。また市では毎年、決算報告書と事業報告書のヒアリングの中で確認しており、今後もこの体制を継続していきます。



## ≪ 議第76号 ≫

### 草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

【質問】 マイナ保険証の登録率について教えてください。

【答弁】 令和6年7月末現在、国全体で60.2%、草津市国保で59.6%です。

【質問】 マイナ保険証の登録をされていない方へはどのように対応されるのでしょうか。

【答弁】 草津市の国民健康保険証は、原則、令和7年7月31日まで有効です。期限が切れる前にマイナ保険証を登録していない方へは資格確認書をお送りする予定です。  
※なお、マイナ保険証に登録されている方には「資格情報のお知らせ」を送付します。

【質問】 マイナ保険証への移行に伴い、保険税を滞納している方への対応はどのように行われますか。

【答弁】 保険税を滞納されている方の中で、資格証明書をお持ちの方については、一旦医療費を10割負担していただいた後、市に請求していただく必要があります。マイナ保険証をお持ちの方は、市が情報を登録します。また、マイナ保険証をお持ちでない方は送付する資格確認書に「特別療養費の対象」である旨を記載し、10割負担であることがわかるようにします。



他の付託議案についてのご紹介

## ≪ 議第73号 ≫

### 草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案